

資 料 配 付
筑波研究学園都市記者会 平成 2 1 年 3 月 1 0 日

平成 2 1 年 3 月 1 0 日
国 土 交 通 省
国土技術政策総合研究所

平成 2 0 年度第 1 回国土技術政策総合研究所入札 監視委員会定例会議の審議概要について

国土技術政策総合研究所は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年2月9日閣議決定）の趣旨を踏まえ、入札・契約手続の公正の確保と透明性の向上を図る目的で、学識経験者等からなる第三者機関として、「国土技術政策総合研究所入札監視委員会」を、設置しております。

入札監視委員会においては、国土技術政策総合研究所が発注した工事、建設コンサルタント業務等及び物品・役務のうち、委員会が無作為に抽出したものに関し、一般競争入札方式、企画競争方式、随意契約方式の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告をいただくこととしております。平成 2 0 年度第 1 回入札監視委員会定例会議を平成 2 0 年 1 2 月 9 日に開催しましたので、その審議の概要をお知らせいたします。

問い合わせ先	
国土交通省 国土技術政策総合研究所	
茨城県つくば市旭 1 番地	TEL 0 2 9 - 8 6 4 - 2 2 1 1
総務部 調査官	吉澤 義則 (029-864-8913)
総務部契約財産管理官	茅場 隆志 (029-864-0564)
企画部 施設課長	両角 和嘉 (029-864-2843)
管理調整部 管理課長	久保田秀一 (046-844-5006)

国土技術政策総合研究所第1回入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所		平成20年12月 9日(火) 都道府県会館会議室	
委員		池田 駿介(東京工業大学教授大学院理工学研究科) 角田 茂(金沢工業大学参事) 山本 幸司(名古屋工業大学大学院教授工学研究科) 小場瀬令二(筑波大学大学院教授システム情報工学研究科)	
審議対象期間		平成20年 2月 1日 ~ 平成20年 9月30日	
事案の抽出		国総研が発注した工事、建設コンサルタント業務等及び物品・役務の一覧表から、今回の抽出当番委員である山本委員により、事前は無作為の方法により抽出されたものである。	
抽出案件		総件数 9件	件名
物品 役務等	一般競争入札方式		① 庁舎等施設保全業務(旭庁舎)
	企画競争方式		② 港湾CALSシステム改良等業務
工事	一般競争入札方式		③ 国総研計算機室耐震補強工事
建設	一般競争入札方式		④ 海面廃棄物最終処分場保有水等現地観測業務
コン サル タ ン ト 業 務 等	随 意 契 約 方 式	簡易公募型 プロポーザル方式に準 ずる方式(試行)	[業務内容評価型] ⑤ 公共工事における総合評価方式の改善方策に関する調査・検討
			[業務内容評価型] ⑥ 地域生態系の保全に考慮した緑化手法及び管理手法の開発に関する調査検討業務
			[業務内容評価型] ⑦ エレベータ及び遊戯施設等の安全性確保のための制御システム等に関する調査検討業務
			[技術者評価型] ⑧ GISを用いた中小河川の治水安全度評価結果Web閲覧システム構築業務
	競争性無	特命随意契約方式	⑨ 水中・土中構造物変状検知センサー改良及び現地モニタリング試験業務

委員からの意見・質問 それに対する説明・回答	意見・質問	説明・回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	なし	

別 紙

意 見 ・ 質 問	説 明 ・ 回 答
<p>【報告事項】</p> <p>(1) 入札・契約手続の運用状況報告</p> <p>(2) 指名停止等の運用状況報告</p> <p>(3) 再度入札における一位不動状況報告</p> <p>(4) 工事種別ごとの低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告</p> <p>(5) 昨今の政府等における見直し状況報告</p> <p>① 道路関係業務の改革方針について</p> <p>② 無駄遣い撲滅対策（第一次緊急とりまとめ）</p> <p>③ 行政支出総点検会議について</p> <p>【報告事項についての質疑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低入札価格調査は、予定価格とどのような関係になっているのか。 <p>【抽出事案審議】</p> <p>『役務・一般競争入札方式』</p> <p>① 庁舎等施設保全業務（旭庁舎）</p> <p>『役務・企画競争方式』</p> <p>② 港湾CALSシステム改良等業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この業務は、企画競争の1者のみの提案案件であるが、業務の性質上やむを得ないものなのか又は工夫が足りなかったのか、1者応募となった要因について説明願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事やコンサルタントの種別により、予定価格の概ね6～8割程度に調査基準価格を設定することとなり、当該入札の落札価格がその基準価格を下回った場合にのみ調査を行うものである。 ・ CALS自体の開発は、様々な分野で行われており、また、事前に「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」検索で類似業務の実績を有している業者が、相当数いることを確認して公募を行ったが、結果的には、1者のみの応募であった。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画競争の実施については、複数の者に企画書等の提出を求めることとなっているが、国総研に内規等での定めはあるのか。 ・ 一般的には、競争参加者を増やすために応募要件を緩和していく努力は必要であるが、あまり要件を緩めると、成果物としての品質等、問題が出る場合もあるのではないかと。また、今回のシステム改良等のような特殊な業務の場合には、1者応募でも仕方がないものとして、公表しても良いのではないかと。 <p>『工事・一般競争入札方式』</p> <p>③ 国総研計算機室耐震補強工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札を2回行った結果、落札せずに不落随意契約に移行したが、この場合には、話し合いや交渉等で決着するのか。 ・ 不落随意契約を行うこと条件等は何か。 ・ 補強工事の一般競争入札案件に、応募者が1者のみというのは、一般的に不自然ではないか。 <p>『建設コンサルタント業務・一般競争入札方式』</p> <p>④ 海面廃棄物最終処分場保有水等現地観測業務</p> <p>『建設コンサルタント業務・簡易公募型ポータル方式に準ずる方式（試行）』</p> <p>⑤ 公共工事における総合評価方式の改善方策に関する調査・検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案者が、必ず複数者いなければならないという制限は設けていないが、できるだけ多くの参加が可能となるよう、同種・類似業務の実績要件を幅広くするなどの努力をしている。さらに、本業務は過度に厳しい実績要件となっていないことの確認を別のチェック機関である「技術提案評価審査会」で審議いただいているところである。 ・ 参加応募要件等について、制限する必要がない場合には、徹底して設けないこととしている。しかし、結果として1者応募になった場合には、しっかり要因分析を行って、国民の皆さんに理解が得られるように取り組んでいきたい。 ・ 不落随意契約に移行した場合には、予定価格の範囲内で落札決定するまで、応札業者と見積合わせを行うことになる。 ・ 一般競争入札では、原則、入札は2回までとしているが、①予定価格と応札価格との差が僅少であること ②緊急業務で再度公告手続を行う時間的余裕がない場合 ③年度内契約履行期間の確保が困難な場合等が該当する。 ・ 修繕や補強工事そのものが不人気であり、他の地方整備局でも入札参加者が少なく、問題となっている。一般競争入札にすると入札参加者が増えるというわけではなく、通常は3者程度であり、不人気工事では競争にならない場合が多い。今後は、ホームページや業界新聞の他にも、地域の業界団体等に対する周知など、入札参加者を増やすよう努力していきたい。

意見・質問	説明・回答
<p>⑥ 地域生態系の保全に考慮した緑化手法及び管理手法の開発に関する調査検討業務</p> <p>⑦ エレベータ及び遊戯施設等の安全性確保のための制御システム等に関する調査検討業務</p> <p>⑧ GISを用いた中小河川の治水安全度評価結果Web閲覧システム構築業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロポーザルの参加表明のあった4者のうち、1者が評価結果表に記載されていないのはなぜか。 <p>『建設コンサルタント業務・特命随意契約方式』</p> <p>⑨ 水中・土中構造物変状検知センサー改良及び現地モニタリング試験業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同特許のセンサー改良については、今後も続くのか。 <p>《建設コンサルタント業務 総括質疑》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明書中の業務実施上の条件に同種又は類似業務の実績に続いて、研究とあるがこの意味を説明願いたい。間口を広げるという意味であれば、表記の仕方を「同種・類似業務又は研究の実績」としてはどうか。 ・ 業者に対して、プロポーザルの技術提案書を求めるにあたって、業務規模については、どのように知らせるのか。 ・ 業者からは、プロポーザルの技術提案書と見積書が併せて提出されるのか。 また、技術提案書の評価では、見積価格は評価の対象になるのか。 ・ 見積結果調書上に示された調査基準価格の意味は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加表明の申し入れはあった業者が、その後技術提案書の提出にあたり、辞退の申し入れがあったものである。 ・ 18年度に試作機を製作して、19年度からその改良と現地モニタリングを行ってきたものである。20年度では電池寿命、感度の向上等の改良業務を取りまとめたので、今後は、事務所等の現場での実用化を図っていきたい。 ・ 通常は、同種又は類似業務の実績を求めることになるが、国総研の場合には、さらに間口を広げて、発表した研究論文等についても実績として認めることとしている。また、表記方法については、修正したい。 ・ プロポーザルの場合には、あらかじめ示す業務仕様書のなかで、目安となる予算規模を明示している。 ・ 各業者から、技術提案書の提出時に見積書も併せて受けることになっている。 この時点では、提案書の内容を評価するものであり評価の対象ではないが、説明書で提示している参考業務規模とかけ離れていた場合には、特定しないことがある。としているところである。 ・ 調査基準価格は、一般競争や指名競争方式などの価格競争を行う場合に設けることとなるが、電子入札を行う場合の見積結果調書の様式が、一律に定められているために、自動的に印字されるもので、今回のプロポーザルには、この欄は該当しない。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ プロポーザル評価表の評価点結果を見ると発注案件毎にも異なるが、トップと次点のところの差が数点しかなく、ほとんど同じような微妙な場合もある。このような場合の取扱いのルールはあるのか。 また、今後の方向性としては、どのように考えているのか。 <p>【総括】 今回の「定例会議」の審議案件については、特に指摘すべき不適切な点、改善すべき点があったとは、認められない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在のところは、例えば1点差であっても、一番高い評価点数のところに決定しているところである。 しかしながら、評価の結果がご指摘のとおり微妙な厳しい状況もあるので、徐々に評価点に価格点を加味した決定方法など、総合評価方式を導入すべく、慎重に準備しているところである。